

登録事項変更届出書記入要領

2012/10/12

氏名、本籍、自宅住所、事務所住所に変更が生じたときは
付録第36号様式に記入して2部を調査士会に提出して下さい。

変更の理由にかかわらず届出が必要です。

調査士法第14条、及び会則12条には「遅滞なく届け出なければならない」となっています。「遅滞なく」は、正当な理由、合理的な理由がない限りすぐに行わなければならないとされており、すぐに行われなければ義務違反となり、違法となる場合が多いとされています。

1か月以内には提出して頂きたいと思います。

個人的な事情で変更する場合	
変更事項	添付書類
氏名	戸籍抄本または戸籍記載事項証明書（1部）（変更後の物）
本籍	戸籍抄本または戸籍記載事項証明書（1部）（変更後の物）
住所	住民票（3か月未満）（1部）
事務所	不要
変更費用	2,000円

市町村の合併など住居表示の変更の場合	
本籍	住所表示変更証明書（費用は0円です）
住所	住所表示変更証明書（費用は0円です）
事務所	住所表示変更証明書（費用は0円です）
変更費用	0円

オンライン申請をされている方で、ICカードをお持ちの方は注意が必要です

- 1 ICカードの再発行、更新は10,000円です。市町村の合併など住居表示の変更の場合費用は不要のようです。
- 2 事務所の住所が変更になった場合で、カードの発行日が2010年3月31日以前の場合は、カード表面に事務所の住所が記載されているので、記載事項不一致のため、カードが失効し、再発行が必要です。
- 3 カードの発行日が2010年3月31日以前の方は事務所住所の変更届けはご注意ください。

本籍、自宅住所、事務所住所は正式に記入してください。

- 1 本籍は戸籍抄本または戸籍記載事項証明書の通りに記入してください。
○番○号、○番地○、○街区○号の様に記してください。1-2-3の様な記入はしないでください。
- 2 事務所の住所も同様ですが、住民票などの証明するものがないので確認できません。できるだけ住所の表示に合うような表示にしてください。
1-2-3の様な記入はしないでください。